

# 総務委員会議案説明資料

令和5年2月27日

件名	頁
1 第11号議案 足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例	
(衛生部) . . . . .	2
(都市建設部) . . . . .	5

(衛生部)  
(都市建設部)

# 第 1 1 号議案説明資料（1）

令和 5 年 2 月 2 7 日

件 名	<b>足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例</b>
所管部課名	衛生部 足立保健所 生活衛生課
内 容	<p><b>1 概要</b>  食品衛生法改正に伴う営業許可申請手数料増額に対する経過措置期間を延長するために、下記のとおり本条例を改正する。</p> <p>(1) 経緯  食品衛生法改正(令和 3 年 6 月施行)により営業許可業種の再編が行われた。  これに伴い足立区事務手数料条例の改正を行い業種ごとの手数料額を決定したが、再編により業種変更となる事業者は申請手数料が増額となる場合がある。区ではコロナ禍が飲食業界に与えた影響を考慮し、増額となる場合については再編前の手数料額を適用すべく、令和 3 年 6 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの経過措置期間を設けた。  令和 4 年 3 月、依然コロナ禍による影響が大きかったため、これを令和 5 年 3 月 3 1 日まで延長した。  なお、現時点において、2 3 区では大多数の区が再編前の手数料額を適用する措置を講じている状況である。</p> <p>(2) 改正理由  以下の事柄により、飲食業界が被った影響は大きく、申請手数料の負担を軽減する必要がある。  ア 飲食業界は特にコロナ禍での集客減の影響が大  イ 光熱費及び原材料費の高騰が続き、好転が見込めない状況</p> <p>(3) 改正内容  足立区事務手数料条例の一部を改正する条例（令和 3 年足立区条例第 1 9 号）付則第 4 項を改正し、経過措置期間を 1 年間延長する。  ア 改正前 令和 5 年 3 月 3 1 日まで  イ 改正後 令和 6 年 3 月 3 1 日まで</p> <p><b>2 新旧対照表</b>  別紙のとおり</p> <p><b>3 施行年月日</b>  公布の日から施行する。</p>
今後の方針	本議案の議決が得られた際には、対象事業者及び所属職員に対して周知を行い、手数料徴収事務に遺漏のないよう図る。

## 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後
<p>○足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 (令和3年足立区条例第19号)</p> <p>第1条及び第2条 (省略)</p> <p>付 則 (一部改正条例のもの)</p> <p>1 から3まで (省略)</p> <p>4 令和3年6月1日から令和5年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業(移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業(自動販売機によるものを除く。)の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製</p>	<p>○足立区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (令和5年足立区条例第〇号)</p> <p>第1条及び第2条 (省略)</p> <p>付 則 (一部改正条例のもの)</p> <p>1 から3まで (現行のとおり)</p> <p>4 令和3年6月1日から令和6年3月31日までの間における前2項の規定の適用については、付則第2項の表飲食店営業(移動飲食店営業、臨時飲食店営業又は自動販売機によるものを除く。)の項中「1万2,600円」とあるのは「8,900円」と、同表喫茶店営業(自動販売機によるものを除く。)の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表菓子製造業(移動菓子製造業又は臨時菓子製造業を除く。)の項中「8,900円」及び「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表あん類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表アイスクリーム類製造業の項中「8,900円」とあるのは「8,400円」と、同表乳製品製造業の項及び食肉製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表魚介類販売業の項中「8,900円」とあるのは「5,700円」と、同表魚肉練り製品製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表食品の冷凍又は冷蔵業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表乳酸菌飲料製造業の項中「1万2,600円」とあるのは「8,400円」と、同表食用油脂製造業の項及びマーガリン又はショートニング製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、同表みそ製造業の項及びしょうゆ製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「9,600円」と、同表豆腐製造業の項、納豆製</p>

改正前	改正後
<p>造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p>	<p>造業の項及び麺類製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「8,400円」と、同表そうざい製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「1万2,600円」と、前項の表つけ物製造業の項中「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表そう菜半製品等製造業の項中「1万2,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」と、同表調味料等製造業の項中「9,600円」とあるのは「7,800円」と、同表魚介類加工業の項中「9,600円」及び「1万4,000円」とあるのは「7,800円」とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則（令和5年〇月〇日条例第〇号）</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>

# 第 1 1 号議案説明資料（2）

令和 5 年 2 月 2 7 日

件 名	<b>足立区事務手数料条例等の一部を改正する条例</b>																																																		
所管部課名	建築室 建築審査課																																																		
内 容	<p><b>1 概要</b></p> <p>「都市の低炭素化の促進に関する法律」（以下「低炭素法」という。）及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という。）の省令等の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画や建築物エネルギー消費性能向上計画の認定手続きが令和 4 年 1 0 月 1 日に改正された。認定の審査にあたっては従来の計算方法に加え、より簡便に設計・審査が可能となる誘導仕様基準が新設されたことに伴い、足立区事務手数料条例（以下「条例」という。）の一部を改正する。</p> <p><b>2 改正目的</b></p> <p>「低炭素法」及び「建築物省エネ法」の認定事務における新たな基準が定められたことに伴い、手数料を新設し建築主の負担を軽減する。</p> <p><b>3 改正内容</b></p> <p>（1）条例別表第 6 について、低炭素法の誘導仕様基準による場合の手数料を新設する。</p>																																																		
	<p style="text-align: center;">別表第 6 低炭素建築物認定申請手数料（抜粋）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">改 正 前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一戸建て住宅</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">3 万 5, 000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">共同住宅等の住戸部分</td> <td style="text-align: center;">申請戸数が 1 戸のもの</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">3 万 5, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゝ</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">ゝ</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">申請戸数が 301 戸以上のもの</td> <td style="text-align: right;">60 万円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="text-align: center;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">一戸建て住宅</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">誘導仕様基準による場合</td> <td style="text-align: right;">2 万 1, 000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">誘導仕様基準以外による場合</td> <td style="text-align: right;">3 万 5, 000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">共同住宅等の住戸部分</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">誘導仕様基準による場合</td> <td style="text-align: center;">総戸数が 1 戸のもの</td> <td style="text-align: right;">2 万 1, 000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ゝ</td> <td style="text-align: center;">ゝ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">誘導仕様基準以外による場合</td> <td style="text-align: center;">総戸数が 301 戸以上のもの</td> <td style="text-align: right;">39 万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">総戸数が 1 戸のもの</td> <td style="text-align: right;">3 万 5, 000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">ゝ</td> <td style="text-align: center;">ゝ</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">総戸数が 301 戸以上のもの</td> <td style="text-align: right;">60 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 網掛け部分が新設の手数料</p>			改 正 前				一戸建て住宅		3 万 5, 000 円		共同住宅等の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	3 万 5, 000 円		ゝ	ゝ				申請戸数が 301 戸以上のもの	60 万円	改 正 後				一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		2 万 1, 000 円	誘導仕様基準以外による場合		3 万 5, 000 円	共同住宅等の住戸部分	誘導仕様基準による場合	総戸数が 1 戸のもの	2 万 1, 000 円	ゝ	ゝ	誘導仕様基準以外による場合	総戸数が 301 戸以上のもの	39 万円	総戸数が 1 戸のもの	3 万 5, 000 円			ゝ	ゝ			総戸数が 301 戸以上のもの
改 正 前																																																			
一戸建て住宅		3 万 5, 000 円																																																	
共同住宅等の住戸部分	申請戸数が 1 戸のもの	3 万 5, 000 円																																																	
	ゝ	ゝ																																																	
		申請戸数が 301 戸以上のもの	60 万円																																																
改 正 後																																																			
一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		2 万 1, 000 円																																																
	誘導仕様基準以外による場合		3 万 5, 000 円																																																
共同住宅等の住戸部分	誘導仕様基準による場合	総戸数が 1 戸のもの	2 万 1, 000 円																																																
		ゝ	ゝ																																																
	誘導仕様基準以外による場合	総戸数が 301 戸以上のもの	39 万円																																																
		総戸数が 1 戸のもの	3 万 5, 000 円																																																
		ゝ	ゝ																																																
		総戸数が 301 戸以上のもの	60 万円																																																

(2) 条例別表第7について、建築物省エネ法の誘導仕様基準による場合の手数料を新設する。

別表第7 性能向上計画認定申請手数料(抜粋)

改正前		
一戸建て住宅	床面積 200 m <sup>2</sup> 未満	3万4,400円
	床面積 200 m <sup>2</sup> 以上	3万8,400円
一戸建て住宅 以外	床面積 300 m <sup>2</sup> 未満	6万9,100円
	?	?
	床面積 5,000 m <sup>2</sup> 未満	28万1,000円

改正後			
一戸建て住宅	誘導仕様基準 による場合	床面積 200 m <sup>2</sup> 未満	2万円
		床面積 200 m <sup>2</sup> 以上	2万2,000円
	誘導仕様基準 以外による場合	床面積 200 m <sup>2</sup> 未満	3万4,400円
		床面積 200 m <sup>2</sup> 以上	3万8,400円
一戸建て住宅 以外	誘導仕様基準 による場合	床面積 300 m <sup>2</sup> 未満	3万8,000円
		?	?
		床面積 5,000 m <sup>2</sup> 未満	17万9,000円
	誘導仕様基準 以外による場合	床面積 300 m <sup>2</sup> 未満	6万9,100円
		床面積 5,000 m <sup>2</sup> 未満	28万1,000円

※ 網掛け部分が新設の手数料

(3) 条例別表第6及び条例別表第7について、住戸単位の認定を廃止したため、住戸ごとの認定に係る手数料項目を削除する。

(4) 条例別表第7備考15に「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様基準による場合に限る。)又は」の文言を追加する。

#### 4 新旧対照表

別紙のとおり

#### 5 施行年月日

公布の日から施行する。

今後の方針

法改正の趣旨を踏まえ、的確な審査に努めていく。

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表 (案)

改正前	改正後												
<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p>足立区事務手数料条例を公布する。 足立区事務手数料条例 第1条から第9条（省略） 付 則（省略）</p> <p>別表第1（第6条関係）から別表第5（第6条関係）（省略） 別表第6（第6条関係）</p>	<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年3月22日条例第1号</p> <p style="text-align: center;">改正</p> <p style="text-align: right;">令和5年 月 日条例第 号</p> <p>足立区事務手数料条例を公布する。 足立区事務手数料条例 第1条から第9条（現行のとおり） 付 則（現行のとおり） <u>付 則</u> この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1（第6条関係）から別表第5（第6条関係）（現行のとおり） 別表第6（第6条関係）</p>												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 70%;">手数料の名称及び額</th> <th style="width: 20%;">徴収 時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成24年 法律第 84号） 第54条 第1項 の規定</td> <td>低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の 手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数を 料を加えた額）の手数料を加えた額）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	手数料の名称及び額	徴収 時期	都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成24年 法律第 84号） 第54条 第1項 の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の 手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数を 料を加えた額）の手数料を加えた額）		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">事務</th> <th style="width: 70%;">手数料の名称及び額</th> <th style="width: 20%;">徴収 時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（現行 のと おり）</td> <td>（現行のとおり）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事務	手数料の名称及び額	徴収 時期	（現行 のと おり）	（現行のとおり）	
事務	手数料の名称及び額	徴収 時期											
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律（平 成24年 法律第 84号） 第54条 第1項 の規定	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の 手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数を 料を加えた額）の手数料を加えた額）												
事務	手数料の名称及び額	徴収 時期											
（現行 のと おり）	（現行のとおり）												

改正前					改正後							
に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	1 申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合				認定申請とき	1 (現行のとおり)				(現行のとおり)		
	2 1	(1)	(新設)	(新設)	3万 5,000円	2 1	(1)	誘導仕様基準(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。))による場合	2万 1,000円			
								誘導仕様基準以外による場合	3万 5,000円			
	共同住宅等	(2) ア 住戸ごとの申請の場合				(2)	(削除)					
		イ	(ア)	(新設)	(新設)		(新設)	共同住宅等の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	2万 1,000円	
					(新設)		(新設)			建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万 9,000円	
					(新設)		(新設)			建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万 6,000円	
					(新設)		(新設)			建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	8万円	
					(新設)		(新設)			建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	12万円	



改正前							改正後							
					以下のもの						以下のもの			
					建築物の総戸数 が101戸以上200 戸以下のもの	38万 5,000円					建築物の総戸数 が101戸以上200 戸以下のもの	38万 5,000円		
					建築物の総戸数 が201戸以上300 戸以下のもの	50万 8,000円					建築物の総戸数 が201戸以上300 戸以下のもの	50万 8,000円		
					建築物の総戸数 が301戸以上のも の	60万円					建築物の総戸数 が301戸以上のも の	60万円		
					(イ) 共用廊下等の部分						(イ) 共用廊下等の部分			
					(ウ) 非住宅の部分						(ウ) 非住宅の部分			
					(3) (1)及び(2)以外の建築物						(3) (現行のとおり)			
都市の 低炭素 化の促 進に関 する法 律第55 条第1 項の規 定に基 づく低 炭素建 築物新 築等計 画の変 更の認	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、 次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第 55条第2項の規定において準用する同法第54条第2項 の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築 物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計 画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合 においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手 づく低炭素建機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1 基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料 を加えた額)の手数料を加えた額)								(現行 のと おり)	(現行のとおり)				
	1 申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げ					変更 認定					1 (現行のとおり)			(現 行の

改正前					改正後															
定の申請に対する審査	る基準に適合していることを示す書類が提出された場合	申請のとき	(1) (新設)		1万8,000円	2	1	(1)	誘導仕様基準による場合		1万	とお								
									5,000円	り)										
									誘導仕様基準以外による場合		1万									
									8,000円											
			(2) ア 住戸ごとの申請の場合						(2) (削除)											
			イ	(ア) (新設)					住戸の部分		1の建築物の申請の場合		(新設)	(新設)	(削除)	ア	住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1万
													(新設)	(新設)					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	5,000円
													(新設)	(新設)					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	2万
													(新設)	(新設)					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7,000円
													(新設)	(新設)					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	4万円
(新設)	(新設)	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの			5万															
									6,000円											
									8万											
									5,000円											
									12万											
									8,000円											

改正前								改正後										
					(新設)	(新設)									建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	18万 4,000円		
					(新設)	(新設)									建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	24万 1,000円		
					(新設)	(新設)									建築物の総戸数が301戸以上のもの	27万 8,000円		
					建築物の総戸数が1戸のもの	1万 8,000円								誘導	建築物の総戸数が1戸のもの	1万 8,000円		
					建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万 7,000円								仕様	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	3万 7,000円		
					建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万 2,000円								基準	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	5万 2,000円		
					建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万 4,000円								以外	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	7万 4,000円		
					建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万 8,000円								による	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	10万 8,000円		
					建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万 9,000円								場合	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	15万 9,000円		
					建築物の総戸数が101戸以上200	22万 1,000円									建築物の総戸数が101戸以上200	22万 1,000円		

改正前						
					戸以下のもの	
					建築物の総戸数 が201戸以上300 戸以下のもの	29万 1,000円
					建築物の総戸数 が301戸以上のも の	34万 2,000円
				(イ) 共用廊下等の部分		
				(ウ) 非住宅の部分		
		(3) (1)及び(2)以外の建築物				

備考

1から2 (省略)

別表第7 (第6条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1から2 (省略)		
3 建	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に 掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の 向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出が あった場合においては、1の建築物について別表第5の 性能9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合 の向審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ご 上に同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基 関す準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれ	認定申 請のと き

改正後						
					戸以下のもの	
					建築物の総戸数 が201戸以上300 戸以下のもの	29万 1,000円
					建築物の総戸数 が301戸以上のも の	34万 2,000円
				イ 共用廊下等の部分		
				ウ 非住宅の部分		
		(3) (現行のとおり)				

備考

1から2 (現行のとおり)

別表第7 (第6条関係)

建築・都市整備関係

事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1から2 (現行のとおり)		
3 (現行 のと おり)	(現行のとおり)	(現 行の と お り)

改正前					改正後					
る法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	る場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)									
	(1) 申請に併せて区長が別に定める建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合						(1) (現行のとおり)			
	(2) (1)に定める以外の場合	ア 一戸建て住宅	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	誘導仕様基準 (省令第10条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	2万円	
				(新設)	(新設)			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	2万円 2,000円	
				住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万円 4,400円		誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	3万円 4,400円	
				住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万円 8,400円			当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	3万円 8,400円	
	イ 以外	(ア) 住戸ごとの申請の場合				イ 以外	(削除)			
		(イ) 1	住宅部分	(新設)	(新設)		(新設)	(削除) 住宅部分	誘導仕様	当該部分の床面積の合計が

改正前					改正後								
の 建 築 物	の 建 築 物 の 申 請 の 場 合	(新設)	(新設)						の 建 築 物	基準	300平方メートル未満のもの		
										による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	6万 6,000円	
										誘導仕様基準以外	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	11万 8,000円	
				(新設)	(新設)								
				(新設)	(新設)								
				(新設)	(新設)								
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6万 9,100円							誘導仕様基準以外	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未	11万 6,000円							による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未	11万 6,000円	

改正前										改正後									
							満のもの										満のもの		
							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円									当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	19万6,000円	
							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円									当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	28万1,000円	
						非住宅部分										(現行のとおり)			
4	建	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について別表第5の9の項に掲げる額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の第4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)	変更認定申請のとき													4	(現行のとおり)	(現行のとおり)
																		(1)	(現行のとおり)

改正前					改正後								
規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	ギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合												
	(2)	ア	(新設)	(新設)	(新設)		(2)	ア	誘導仕様基準による場合	当該住宅の床面積の合計が	1万		
						200平方メートル未満のもの				4,000円			
					(新設)	(新設)				当該住宅の床面積の合計が	1万		
	(1)	一戸建て住宅					(1)	一戸建て住宅		200平方メートル以上のもの	5,000円		
					住宅の床面積の合計が	2万							
					200平方メートル未満のもの	4,200円							
				住宅の床面積の合計が	2万				誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が	2万		
				200平方メートル以上のもの	7,000円					200平方メートル未満のもの	4,200円		
										当該住宅の床面積の合計が	2万		
									200平方メートル以上のもの	7,000円			
	イ	(ア) 住戸ごとの申請の場合							イ	(削除)			
	ア	(イ) 住宅部分	(新設)	(新設)	(新設)		ア	以外の建築物	(削除)	住宅部分	誘導仕様基準による場合	当該部分の床面積の合計が	2万
	1の建築物の					300平方メートル未満のもの					6,000円		
				(新設)	(新設)						当該部分の床面積の合計が	4万	
											300平方メートル	6,000円	

改正前					改正後								
申 請 の 場 合										ル以上2,000平方メートル未満のもの			
		(新設)	(新設)							当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	8万 3,000円		
		(新設)	(新設)							当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	12万 5,000円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万 8,500円					誘導仕様基準以外による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	4万 8,500円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万 1,000円						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	8万 1,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	13万 8,000円						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000	13万 8,000円	

改正前								改正後									
						平方メートル未満のもの							平方メートル未満のもの				
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	19万7,000円			
					非住宅部分								(現行のとおり)				
5	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料						認定申請のとき						5	(現行のとおり)			(現行のとおり)
	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額													(現行のとおり)			
	消費性能の向上に													(1)			
	に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エ	(2)	ア	(ア) 性能基準	(省略)								(2)	ア	(ア) 性能基準	(現行のとおり)	
		(1)	一	(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合									(1)	一	(省令第1条第1項第2号イ(1)___及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合		
				(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2	(省略)										(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2	(現行のとおり)	

改正前					改正後						
エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査			号イ(2) (i) 及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合					号イ(2) 及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合			
			(ウ) 仕様基準 (省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合					(ウ) (現行のとおり)			
			イ					(ア) 住宅部分		性能基準 (省略)	イ
ア	以外の建築物	令第1条第1項第2号イ(1)(i) 若しくは(ii) 及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この		ア	以外の建築物	令第1条第1項第2号イ(1) 及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。以下この					

改正前					改正後				
6	(省略)			表において同じ。)による場合	(省略)				表において同じ。)による場合
				フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合					フロア入力法(省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)による場合
				仕様基準による場合					(現行のとおり)
				(イ) 非住宅部分					(イ) (現行のとおり)
6 (省略)					6 (現行のとおり)				

改正前	改正後
備考	備考
1 から14 (省略)	1 から14 (現行のとおり)
15 _____ 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。	建15 <u>向上計画認定申請手数料等</u> (誘導仕様基準による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。
16 (省略)	16 (現行のとおり)